

令和7年度「おいしい“宮城米”米飯提供店」キャンペーン業務委託に係る企画提案募集要領

この要領は、宮城米マーケティング推進機構（以下「機構」という。）が実施する「おいしい“宮城米”米飯提供店」キャンペーン業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

令和7年度「おいしい“宮城米”米飯提供店」キャンペーン業務

2 業務の目的

本業務は、おいしい宮城米を用いた米飯を提供する県内外の飲食店、旅館、ホテル等を指定する「おいしい“宮城米”米飯提供店」（以下「提供店」という。）指定事業を活用した喫食機会の提供及び宮城米の広報宣伝の実施により、宮城米の消費拡大、認知醸成、ブランド力強化及び評価向上等を図り、ファン層の獲得に繋げるもの。

具体的には、本指定事業による提供店を活用し、宮城県産米の銘柄選びの提案を行いながら、消費者にとって提供店を利用するメリットや、実需者にとって宮城米を使用するメリットとなり得るキャンペーンを実施するとともに、提供店の新規申込の促進及び更新手続きを行い、広報宣伝の裾野を広げる。

また、全国各地の宮城米を応援したい気持ちがある事業者や施設を支援する「宮城米応援店」（以下「応援店」という。）制度を活用し、応援店と連携した取組を実施するとともに、応援店の新規申込の促進を行い、広報宣伝の裾野を広げる。

※「おいしい“宮城米”米飯提供店」指定事業

おいしい宮城米を用いた米飯を提供する県内外の米飯提供施設（飲食店、旅館、ホテル等）を提供店として指定し、その普及宣伝を図ることにより、宮城米の評価向上と消費拡大等に資することを目的としている。

提供店舗数は287店舗（令和7年7月1日時点：県内191、県外96）であり、随時指定及び廃止を行っていることから、今後、増減する可能性がある。

〈指定の要件〉

- ・年間米使用量の4分の3以上が宮城県産銘柄米であること
- ・指定を受けた提供店は、店内又は店頭の見やすい場所に、常時、指定時に交付された「提供店のプレート」を掲示すること

〈参考URL〉

- ・おいしい“宮城米”米飯提供店 指定について（機構ホームページ）
<https://foodkingdom.pref.miyagi.jp/miyagimai/riceshop/shitei.html>

※「宮城米応援店」制度

宮城米を応援する気持ちがある事業者や施設を「宮城米応援店」と位置付け、専用ステッカーを店頭に掲示することで施設利用者に対して宮城米のPRを行うとともに、機構と相互に情報交換及び協力することで、宮城米の認知拡大を図ることを目的としている。

応援店舗数は5事業者・施設（令和7年7月1日時点：県内4、県外1）であり、随時申込を受け付けていることから、今後、増加する可能性がある。

〈指定の要件〉

- ・宮城県産米の使用の有無に限らず、宮城米を応援する気持ちがあること
- ・一般消費者の来客があること

〈参考URL〉

- ・「宮城米応援店制度」を新設しました！（機構ホームページ）

<https://foodkingdom.pref.miyagi.jp/miyagimai/miyagimaiouen/notice.html>

3 業務の内容

（1）委託業務の内容

令和7年度「おいしい“宮城米”米飯提供店」キャンペーン業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（2）委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 事業費（委託上限費）

この案件に係る事業費は、7,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、この金額は契約金額の限度額（委託上限額）を示すものであり、発注者がこの金額で契約することを約束するものではない。

5 企画提案に応募できる事業者

プロポーザルによる参加を申し込む者は、次の全ての条件に該当する者のみ本業務の企画提案に応募することができる。

- （1）宮城県内に本社若しくは本店又は支店若しくは営業所を有し、委託業務を誠実かつ円滑に遂行する体制が整っている者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （3）本業務の応募開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- （4）宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （5）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- （6）政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定によるもの）に該当しない者であること。

- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（同法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（同法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。
- (10) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされていない者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (11) 官民を問わず本業務と類似した業務実績を有すること。

6 企画提案に当たっての留意点

- (1) 機構が令和7年度に掲げる以下の3つの活動方針に資する企画を提案すること。
 - イ 「みやぎ米ブランド化戦略」に基づき米を取り巻く現状を踏まえた広報宣伝の展開
 - ロ 宮城米ならではの付加価値（環境保全米、食べ分けなど）の訴求
 - ハ 宮城米の強みを活かした新たな顧客の獲得に向けた食べる機会の提供充実
- (2) 消費者米価の高止まりが続いていることで、消費者の米離れが懸念され、また、宮城県産米の使用を中断する提供店が発生するなど消費者・提供店双方が影響を受けている状況にあることから、消費者米価の動向や消費行動の変化にも対応した企画を提案すること。
- (3) 特にターゲットにすべき消費者のセグメントを選定し、その理由とともに企画を提案すること。
- (4) 関連する法令等を遵守し、企画を提案すること。
- (5) 本業務に関する説明会は開催しない。

7 企画提案実施に係るスケジュール（予定を含む）

- (1) 企画提案募集に関する公告・・・・・・・・・・令和7年7月1日（火）
- (2) 質問書受付期限・・・・・・・・・・令和7年7月4日（金）正午まで（必着）
- (3) 質問への回答・・・・・・・・・・令和7年7月8日（火）
- (4) 企画提案参加申込期限・・・・・・・・・・令和7年7月18日（金）正午まで（必着）
- (5) 企画提案書提出期限・・・・・・・・・・令和7年7月25日（金）正午まで（必着）
- (6) 予備審査（提案者が3者を超えた場合）・・・令和7年7月28日（月）
- (7) 予備審査の結果（提案者が3者を超えた場合）
 - プレゼンテーション審査の日程通知・・・・・・・・・・令和7年7月29日（火）
- (8) 企画提案書のヒアリング・審査・・・・・・・・・・令和7年8月4日（月）
- (9) 選定結果の通知及び公表・・・・・・・・・・令和7年8月上中旬
- (10) 契約締結及び業務開始・・・・・・・・・・令和7年8月中下旬

8 募集内容に関する質問受付及び回答

本募集内容に関する質問については、質問書（別記様式第1号）を提出すること。なお、口頭及び電話による照会については応じない。

- (1) 受付期間 令和7年7月4日(金) 正午まで(必着)
- (2) 提出先 宮城米マーケティング推進機構事務局(宮城県農政部みやぎ米推進課内)
- (3) 提出方法 質問書(別記様式第1号)により、電子メールで提出する。
電子メールアドレス: miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp
- (4) 回答方法 受付期間内に到着した質問に対する回答は、集約したものを機構ホームページの
本件お知らせ欄に追記する形で掲載する(質問者の氏名・名称等は公表しない)。
ただし、参加資格に関することや、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事
項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。なお、質問
の内容によっては回答しないことがある。

9 企画提案への参加申込

- (1) 提出書類
 - イ 企画提案参加申込書(別記様式第2号) 1部
 - ロ 企画提案応募条件に係る宣誓書(別記様式第3号) 1部
参加申込時は、写しの提出を可とするが、企画提案書の提出時に押印済みの原本を書面で
提出すること。
 - ハ 会社概要(既存資料で可) 1部
- (2) 提出期限 令和7年7月18日(金) 正午まで(必着)
- (3) 提出方法 郵送又は電子メールとし、下記13の問い合わせ・提出先へ提出すること。なお、
不着等の事故防止のため、送付(送信)後に電話連絡すること。

10 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 企画提案書 10部(任意様式)
規格: A4判片面印刷20ページ以内(左上綴じ、表紙及び目次はページ数に含
まない)。企画提案書の構成及び記載すべき事項については、別紙「企画
提案書の構成」のとおりとし、簡潔でわかりやすい内容とすること。
- (2) 提出期限 令和7年7月25日(金) 正午まで(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送とし、下記13の問い合わせ・提出先へ提出すること。
- (4) 提出後の変更等
提出された書類については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない(発注者
が補正等を求める場合を除く)。また、提出された書類は、一切返却しない。
- (5) 失格事由
次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から外し、失格とする。
 - イ 本募集要領に従っていない場合
 - ロ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
 - ハ 下記11(5)に示すプレゼンテーション審査に参加しなかった場合
 - ニ 同一の団体等が、2つ以上の企画提案書を提出した場合

- ホ 公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
 - ヘ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - ト 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
 - チ その他不正な行為があったとき
- （6）その他
- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（別記様式第4号）を提出すること。
 - ロ 企画提案書の再提出は認めない。
 - ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
 - ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、企画提案書の受取後、提案内容の説明を求めることがある。
 - ホ 企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
 - ヘ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等の提出者に帰属する。
 - ト 採用された企画提案書等については、内容の一部変更を認める。

1.1 契約予定者（受注候補者）の選定

（1）受注候補者の選定

令和7年度「おいしい“宮城米”米飯提供店」キャンペーン業務 公募型プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各企画提案者から提出された企画提案書の内容を総合的に審査し、1者を受注候補者として選定する。

なお、企画提案者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち選定委員会において予備審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加する上位3者を選定する。

（2）審査方法

- イ 企画提案書及び企画提案者による提案内容の説明（プレゼンテーション）について、評価基準に基づき審査し、委員ごとに各企画提案者の評価点を計算し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上で、最高点（1位）を付けた委員が最も多い企画提案者1者を受注候補者として選定する。
- ロ 前項において、最高点を付けた委員が同数の企画提案者が複数ある場合は、最高点（1位）を付けた企画提案者のうち、各委員の順位の合計が最少の企画提案者を受注候補者とする。それでもなお複数ある場合には、全委員の評価点の合計点が最高の企画提案者を受注候補者とする。
- ハ 前項の方法を用いても受注候補者を選定できない場合には、全委員による協議の上、受注候補者を選定する。
- ニ 提案者が1者のみの場合もプレゼンテーション審査を実施し、各委員の評価点の平均が満点の6割に満たない場合は、再度、企画提案者を募集するものとする。

（3）評価基準

評価点は、次の審査項目及び配点（合計50点）とする。

No.	審査項目	審査の視点	配 点	
1	事業内容	・業務の目的・内容を十分に理解した内容となっているか。	5	4 0
		・現状や課題を的確に捉えるとともに、課題解決や費用対効果を意識した内容となっているか。	5	
		・宮城米の消費拡大、認知醸成、ブランド力強化及び評価向上等を図り、ファン層の獲得に繋げる内容となっているか。	5	
		・訴求ポイントやターゲットが明確で、消費者と提供店の双方がメリットを感じられる内容となっているか。	5	
		・キャンペーンの告知方法は効率的・効果的で、新規需要の創出に繋がる内容となっているか。	5	
		・提供店・応援店の認知向上や新規申込促進に向けた創意工夫がされているか。	5	
		・手段・方法は具体的で実効性が高く、実現可能なスケジュールとなっているか。	5	
		・独自提案内容は業務目的の達成に有効なものとなっているか。	5	
2	実施体制	・本業務を確実に遂行できる実施体制・能力を有しているか。	5	1 0
		・本業務を遂行できる実績を有しているか。	5	

(4) 予備審査（書面審査）

イ 実施日 令和7年7月28日（月）

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、(3) 評価基準に基づき審査し、上位3者を選定する。

採点評価・順位付けは(2) 審査方法イ～ニに規定する方法に準ずる。

ハ 予備審査結果の通知

全ての企画提案者に対し、令和7年7月29日（火）に選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程を併せて通知する。

なお、予備審査を実施しなかった場合は、全ての企画提案者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和7年8月4日（月）午前 ※詳細は改めて書面にて通知する。

ロ 実施会場 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁行政庁舎10階 農政部会議室

ハ 実施方法

(イ) 参加者は、企画提案者1者につき3名以内とする。

(ロ) 企画提案者1者当たりの持ち時間は30分以内（説明15分、質疑応答15分）とする。

(ハ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。

(二) 事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、パソコン及びプロジェクター等の使用は原則として認めない。

ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての企画提案者に選定結果を速やかに書面にて通知することとし、後日、機構ホームページにおいて選定結果を公表する。

なお、審査内容及び選定結果に関する質問や異議には応じない。

1 2 契約手続について

- (1) 原則として、選定委員会で選定された受注候補者に当該業務を委託することとする。
- (2) 委託業務の実施に関して、受注候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と受注候補者で協議の上、決定するものとする。
- (3) 発注者と受注候補者は、企画提案の内容をもとにして、契約内容、仕様、委託料の支払方法、事業の運営、実施体制等について詳細を協議する。
- (4) 発注者は、契約に当たっては、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により受注候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。
- (5) 受注候補者は、随意契約の手続により見積書を提出する際は、発注者が指定する区分の内訳書を併せて提出すること。
- (6) 受注候補者は、契約保証金として契約全額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (7) 受注候補者として選定された提案者が委託契約を辞退した場合及び協議が整わなかった場合には、企画提案の審査で次点の評価を受けた企画提案者と契約の交渉を行う場合がある。

1 3 問い合わせ・提出先

宮城米マーケティング推進機構事務局（宮城県農政部みやぎ米推進課内）

担当：若松・佐藤（浩）・町

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1 宮城県庁行政庁舎10階

TEL 022(211)2841 FAX 022(211)2849

メール miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp

(別紙)

企画提案書の構成

企画提案書は次の1から3の項目を最低限含むものとし、この順で構成すること。

1 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「担当者名（所属、氏名）」及び「連絡先（電話番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

2 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

3 本文

(1) 企画提案者の概要

(2) 企画提案の概要

業務の企画概要及び提案内容のコンセプトを1ページで示すこと。

(3) 業務の実施方針及び概要

仕様書5の委託業務の内容を満たし、かつ、以下を含んだ具体的な内容を記載すること。

イ キャンペーン実施に関する提案

(イ) キャンペーン内容

(ロ) 提供店への告知及び参加意向確認方法

(ハ) 誘客のための広報宣伝方法及び各種ツール

(ニ) キャンペーン事務局の運営

ロ 提供店の情報の充実を図り、効果的に情報発信する提案

ハ 応援店と連携した新たな取組に関する提案

ニ 提供店及び応援店の新規加入・申込の促進に関する提案

(イ) 候補店舗の選定方法

(ロ) 提供店及び応援店のそれぞれの目標増加店舗数

ホ アンケートの実施に関する提案

(イ) 実施対象、手法

(ロ) アンケート項目とその活用手法

へ その他、本業務委託内で実現可能で効果が期待できる独自の提案（任意）

(4) 業務実施計画

契約締結から委託期間満了日までの実施計画・作業スケジュールを具体的に示すこと。

(5) 業務全体に係る業務の実施・運営体制

業務の実施のための組織体制や人員配置、業務の責任者及びその職・氏名を具体的に示すこと。

(6) 類似業務の受託実績

官民を問わず、過去3年間に実施した代表的な類似業務の受託実績の概要（事業名、発注者、期間、契約額、実施内容及び効果等）について記載すること。

(7) 参考見積書（事業経費内訳）

実施する業務の項目ごとに、直接経費及び共通して生じる経費について、規格・数量・単位・単価を明示し、費用の内訳・積算根拠が分かるように記載すること。

また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。

(別記様式第1号)

令和7年度「おいしい“宮城米” 米飯提供店」キャンペーン業務
企画提案に係る質問書

令和7年 月 日

連絡先	事業者名			
	部署・氏名			
	電話		F A X	
	E-mail			
質問事項				

受付期限：令和7年7月4日（金）正午まで（必着）

提出方法：電子メール（<mailto:miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp>）

(別記様式第2号)

令和7年度「おいしい“宮城米”米飯提供店」キャンペーン業務
企画提案参加申込書

令和7年 月 日

宮城米マーケティング推進機構
会長（宮城県知事） 村井 嘉浩 殿

所在地
事業者名
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 応募事業者の概要

県内事業所等の 所在地	
業種	
従業員数	
主な事業内容	
担当部署名	
担当者連絡先	担当者 : 電話 : F A X : E-mail :

2 添付書類

- ・宣誓書（別記様式第3号） : 1部
- ・会社概要 : 1部

(別記様式第3号)

令和7年度「おいしい“宮城米” 米飯提供店」キャンペーン業務
企画提案応募条件に係る宣誓書

令和7年 月 日

宮城米マーケティング推進機構
会長（宮城県知事） 村井 嘉浩 殿

所在地
事業者名
代表者氏名 印

令和7年度「おいしい“宮城米” 米飯提供店」キャンペーン業務受託事業者としての企画提案の応募に当たり、下記のすべての条件に該当し、本業務を的確に遂行するに足りる能力を有していることを宣誓します。

記

- 1 宮城県内に本社若しくは本店又は支店若しくは営業所を有し、委託業務を誠実かつ円滑に遂行する体制が整っている者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 3 本業務の応募開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 4 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定によるもの）に該当しない者であること。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- 8 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（同法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。
- 9 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（同法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。
- 10 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされていない者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- 11 官民を問わず本業務と類似した業務実績を有すること。

(別記様式第4号)

令和7年度「おいしい“宮城米”米飯提供店」キャンペーン業務
企画提案取下願

令和7年 月 日

宮城米マーケティング推進機構
会長（宮城県知事） 村井 嘉浩 殿

所在地
事業者名
代表者氏名 印

都合により、令和7年 月 日付けで提出した令和7年度「おいしい“宮城米”米飯提供店」キャンペーン業務に係る企画提案書を取り下げます。